

## 令和4年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号)第24条の規定に基づき、令和4年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 この補助金は、全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めることを目的とし、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 多機能型地域子育て支援センター整備等事業

ア 利用者支援専門員育成事業

平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」並びに平成27年5月21日付け府子本第83号、27文科初第270号及び雇児発0521第1号内閣府子ども・子育て本部総括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「利用者支援事業の実施について」の別紙「利用者支援事業実施要綱」に掲げる事業(以下「利用者支援事業」という。)の基本型の実施に向けて、利用者支援事業の職員の要件等を満たさない職員を地域子育て支援拠点事業を実施する施設(以下「地域子育て支援センター」という。)又は第4号アの事業を実施する施設(以下「高知版地域子育て支援センター」という。)に配置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

イ 施設整備事業

利用者支援事業又はアに掲げる事業を含む多様なサービスを実施するための地域子育て支援センターの整備事業

ウ 環境整備事業

利用者支援事業又はアに掲げる事業を含む多様なサービスを実施するための地域子育て支援センター及び高知版地域子育て支援センターの子どもの遊び場等の整備事業

(2) 高知版地域子育て支援センター事業

平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び平成26年5月29日付け雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」の別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に掲げる事業(以下「地域子育て支援拠点事業」という。)の基準を満たさない別表第1に定める事業

(3) 市町村等が民間団体と連携し主に就学前の子どもがいる子育て家庭を対象として実施する継続的なネウボラ推進事業

(4) 地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センターによるネウボラ推進事業

(5) 地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センター従事者等スキルアップ及び人材育成事業

- (6) 地域の実情に応じた子育て支援に資する事業
- (7) 県が定める「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」に登録している企業、法人及び団体が行う子育て支援に資する次に掲げる事業
  - ア 子育て支援に関する従業員等への広報啓発及び社内研修
  - イ 地域の子育て家庭を対象とした講座

(実施主体)

第3条 補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号から第6号までに掲げる事業を実施する場合にあつては、市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する団体（以下「市町村等」という。）
- (2) 前条第7号に掲げる事業を実施する場合にあつては、県が定める「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」に登録している企業、法人及び団体

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第2に定めるとおりとし、予算の範囲内において、知事が必要があり、かつ、適当であると認めるものとする。ただし、国庫負担金、補助金又は交付金の対象となる事業（第2条第1号イに掲げる事業を除く。）に係る経費は、対象としない。

(補助額)

第5条 補助額は、別表第2の第1欄に定める区分ごとに、同表の第2欄に定める補助基準額と同表の第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、同表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。

- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助事業の内容の変更を伴わず、かつ、補助金の交付の決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合をいう。）をしようとする場合は、この限りでない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施において物品類を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (8) 前号の規定により、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金及び子ども食堂事業に対してなされた寄附金を除く。
- (13) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (14) 県税の滞納がないこと。
- (15) 第2条第1号から第6号までに掲げる事業において、市町村が適当であると認めた者に対して、補助金を財源として助成する場合は、次に掲げる条件を付さなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容のうち、建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）を変更する場合には、市町村長の承認を受

けなければならない。

イ 補助事業を中止し、又は廃止する（一部を中止し、又は廃止する場合を含む。）場合は、市町村長の承認を受けなければならないこと。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市町村長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。

カ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

キ 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならないこととし、第3条第2号に掲げる者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならないこと。この場合において、市町村長に報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。

ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

ケ 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

コ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

サ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

シ 県税の滞納がないこと。

ス 補助事業の実施にあたっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(16) 前号の規定により付した条件に基づき、承認又は指示する場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならないこと。

- (17) 第3条第2号に掲げる者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合は、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (18) 第15号の規定により市町村が適当であると認めた者に付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指示した事項

(補助金の交付の決定)

- 第8条 知事は、第6条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容及び補助金の適否等について審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。
- 2 知事は、前項の規定による決定に際して必要な条件を付することができる。

(遂行状況の報告及び調査)

- 第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 2 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第11条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定するものとする。

(補助金の交付)

- 第12条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書によって請求しなければならない。

(補助金の返還等)

- 第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。
- (1) 補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
  - (3) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第3に掲げるいずれかに該当するとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、第10条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書を速やかに知事に提出しなければならない。この場合において、全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。ただし、確定した消費税等仕入控除税額が、実績報告書において減額した消費税等仕入控除税額を上回らない場合は、提出を要しない。
- 3 知事は、前項の規定による報告があつた場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

#### (個人情報の保護)

- 第14条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。
- 2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）に規定する内容を遵守しなければならない。

#### (情報の開示)

- 第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

#### (委任)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、第3項の規定は令和4年3月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第7号から第10号まで、第15号エからクまで及び第17号から第19号まで並びに第13条から第15条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第6条第1項の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。

#### 附 則

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表第1（第2条関係）

### 高知版地域子育て支援センター事業

#### 1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

#### 2 実施主体

実施主体は、市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する団体（以下、「市町村等」という。）とする。

なお、市町村等が認めた者への委託等を行うことができる。

#### 3 事業の内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

#### 4 実施方法

##### (1) 内容

アからエまでに定める事業を実施すること。

ア 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進

イ 子育て等に関する相談及び援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

##### (2) 実施方法

ア 原則として週3日以上、かつ、1日3時間以上開設すること。

イ 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

ウ 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可）。ただし、所管課の職員等のバックアップを受けることができる体制を整えること。

#### 5 留意事項

(1) 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業

務遂行以外に用いてはならないこと。

- (2) 事業に従事する者は、事業に従事するにあたって、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第18号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表1に定める基本研修及び別表2-2の3に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。
- (3) 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。
- (4) 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

## 6 費用

事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

別表第2（第4条、第5条関係）

1 区分		2 補助基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) 多機能型地域 子育て支援セ ンター整備等 事業	ア 利用者支援専門員 育成事業	1施設当たり 400万円 (3年限り)	事業実施に必要な職員等の報酬、給料、職員手当等、外部講師への謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（車両の購入に係るものを除く。）並びに補助金 ※1、4	2分の1 以内
	イ 施設整備事業	1施設当たり 1,100万円	事業実施に必要な工事費（同等であると認められる委託費、分担金及び適当であると認められる施設購入費等を含む。）及び実施設計に要する経費（用地取得又は補償に要する経費及び用地の整地に要する経費を除く。） ※2	2分の1 以内
	ウ 環境整備事業	1施設当たり 1,000万円	事業実施に必要な工事費（同等であると認められる委託費、分担金及び適当であると認められる施設購入費等を含む。）及び実施設計に要する経費（用地取得又は補償に要する経費及び用地の整地に要する経費を除く。） ※3	2分の1 以内
(2) 高知版地域子育て支援センター事業 (子ども・子育て支援交付金の要綱に掲げる事業に該当しない事業)		3～4日型 1施設当たり 132万円	事業実施に必要な職員等の報酬、給料、職員手当等、外部講師への謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費並びに備品購入費（車両の購入に係るものを除く。）並びに補助金 ※4	2分の1 以内
		5～7日型 1施設当たり 200万円		
(3) 市町村等が民間団体と連携し主に就学前の子どもがいる子育て家庭を対象として実施する継続的なネウボラ推進事業 (地域子育て支援センター等の施設と民間団体が定期的に連携及び情報共有を行うものとする。)		1団体当たり 70万円	事業実施に必要な外部講師への謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（車両の購入に係るものを除く。）並びに補助金 (※4、5、6、7)	2分の1 以内
(4) 地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センターによるネウボラ推進事業（次に掲げる要件を全て満たすもの） ・センターと市町村母子保健担当課が定期的に連携及び情報共有を行うもの（年2回以上） ・センターの機能強化につながり継続的に実施するもの（年3回以上）		1施設当たり 100万円 (1出張ひろば 当たり 20万円加算 (※8))	事業実施に必要な職員等の報酬、給料、職員手当等、外部講師への謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（車両の購入に係るものを除く。）並びに補助金 (※4、6、7、9)	2分の1 以内
(5) 地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センター従事者等スキルアップ及び人材育成事業		1施設当たり 総額 20万円	事業実施に必要な職員等の報酬、給料、職員手当等、外部講師への謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（車両の購入に係るものを除く。）並びに補助金 (※4、9、10)	2分の1 以内

1 区分		2 補助基準額	3 対象経費	4 補助率
(6) 地域の実情に応じた子育て支援に資する事業（次に掲げる要件を全て満たすもの） ・ 自市町村内に地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センターが所在しないこと ・ 主に就学前の子どもがいる子育て家庭を対象として実施する事業であること		1 市町村当たり 50 万円	事業実施に必要な職員等の報酬、給料、職員手当等、外部講師への謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（車両の購入に係るものを除く。）並びに補助金 ※4	2分の1 以内
(7) 高知家の出会い・結婚・子育て応援団が行う子育て支援に資する事業	ア 子育て支援に関する従業員等への広報啓発及び社内研修	1 団体当たり 10 万円	事業実施に必要な外部講師への謝金及び旅費、役務費（郵送料等）並びに需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費） ※4	定額
	イ 地域の子育て家庭を対象とした講座 定員：100 名以上 （1 回以上実施）	1 団体当たり 10 万円	事業実施に必要な外部講師への謝金及び旅費、役務費（郵送料等）、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）並びに使用料及び賃借料 ※4	定額

<留意事項>

- ※1 地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センターにおいて、利用者支援事業（基本型）の職員の要件等を満たさない職員を、原則として週3日以上、かつ、1日3時間以上配置する場合を補助対象とする。
- ※2 当該年度又は翌年度に、利用者支援事業又は(1)のアの事業に加え、妊産婦を対象とした母子保健事業や子育て家庭を対象とした子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業を除く。）を地域子育て支援センターで実施するとともに、次世代育成支援対策推進法第11条に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金等の国庫補助事業を活用して地域子育て支援センターを整備する場合を補助対象とする。
- ※3 当該年度又は翌年度に、利用者支援事業又は(1)のアの事業に加え、妊産婦を対象とした母子保健事業や子育て家庭を対象とした子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業及び高知版地域子育て支援センター事業を除く。）を実施する地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センターの遊び場等の整備を補助対象とする。
- ※4 個人の飲食に係る経費、入場料、景品代等、受益者が負担することが適当であるものは対象外とする。
- ※5 (3)の事業で市町村等が連携する民間団体に、地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センターの事業者は含まないものとする。
- ※6 乳幼児健康診査の受診勧奨や産前産後の体制づくりの実施に関しては、高知県母子保健支援事業費補助金との調整が必要となるため、事業内容の詳細について確認を行う場合がある。
- ※7 乳幼児健康診査等の実施や健康診査に付随する相談事業等は補助対象外とする。
- ※8 出張ひろばにかかる加算については、平成26年5月29日付け雇児0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「地域子育て支援拠点事業の実施について」の別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に基づき実施している「出張ひろば」において、(4)の事業を実施する場合に限る。
- ※9 (4)及び(5)の事業については、地域子育て支援センターの運営に必要な経費から子ども・子育て支援交付金の地域子育て支援拠点施設への交付対象額を差し引いた額を対象とする。
- ※10 (5)の事業については、スキルアップや人材育成に係る経費、地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センターの職員が研修等に参加するための代替職員の確保に係る経費を補助対象とする。また、研修等の開催にかかる経費については、地域子育て支援拠点事業又は高知版地域子育て支援センター事業の従事者が参加対象者に含まれているものを補助対象とする。

別表第3（第7条、第8条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第6条関係）

第 年 月 日  
令和

高知県知事

様

住 所 (申請者が市町村等の場合は、省略可)  
名 称

代表者(職・氏名)

生 年 月 日 (申請者が市町村等の場合は、省略可)

令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金交付申請書

令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金の交付について、下記のとおり関係資料を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 所要額調書(別紙1)
- (2) 補助事業計画書(別紙2-1-1~2-2のうち対象事業分)
- (3) 歳入歳出予算書(別紙3-1)又は補助事業経費内訳書(別紙3-2)
- (4) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書(市町村等は除く。)
- (5) (1)から(4)までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類等

## 令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金所要額調書

補助事業者名： \_\_\_\_\_

(単位：円)

区 分	総事業費 ①	寄附金その他収入、 国庫補助額 ②	差引額 ③ (① - ②)	補助対象経費 ④	補助基準額 (交付要綱別表第2) ⑤	補助所要額 ⑥
(1) 多機能型地域子育て支援センター整備等事業						
ア 利用者支援専門員育成事業						
イ 施設整備事業						
ウ 環境整備事業						
(2) 高知版地域子育て支援センター事業 子ども・子育て支援交付金の要綱に掲げる事業に 該当しない事業						
(3) 市町村等が民間団体と連携し 主に就学前の子どもがいる子育て家庭を対象として 実施する継続的なネウボラ推進事業						
(4) センターによるネウボラ推進事業 (交付要綱別表第2に掲げる要件を全て満たすもの)						
(5) スキルアップ及び人材育成事業						
(6) 地域の実情に応じた子育て支援に資する事業 (交付要綱別表第2に掲げる要件を全て満たすもの)						
(7) 高知家の出会い・結婚・子育て応援団が行う 子育て支援に資する事業						
ア 子育て支援に関する従業員等への広報啓発 及び社内研修						
イ 地域の子育て家庭を対象とした講座						
合計						

(注) 「⑥補助所要額」欄は、各事業区分ごとに「③差引額」、「④補助対象経費」、「⑤補助基準額(別表第2)」とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて算出した額から、1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。

補助事業計画書

市町村等名		事業区分	
		事業箇所数	

1 事業内容

(1) 事業の目的 (現状及び課題)	
(2) 事業の内容	
(3) 期待される効果	
実施期間	開始 年 月 日 から 完了 年 月 日 まで

●連絡者	
担当課名	
担当者 (職名)	(氏名)
電話番号	ファクシミリ番号
メールアドレス	

- (注) 1 「事業区分」欄は、令和4年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金交付要綱別表第2の第1欄に定める区分を記入してください。
- 2 「事業箇所数」欄は、令和4年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金交付要綱別表第2の第2欄に定める補助基準額に対応する単位数を記入してください。
- 3 複数の事業を申請する場合は、事業ごとに計画書を作成してください。
- 4 多機能型地域子育て支援センター整備等事業 (利用者支援専門員育成事業、施設整備事業又は環境整備事業) を申請する場合は、別紙2-1-1も作成してください。なお、施設整備事業を申請する場合は、併せて別紙2-1-2も作成してください。
- 5 高知版地域子育て支援センター事業を申請する場合は、別紙2-1-3も作成してください。
- 6 地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センターによるネウボラ推進事業、地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センター従事者等スキルアップ及び人材育成事業を申請する場合は、別紙2-1-4も作成してください。

多機能型地域子育て支援センター整備等事業計画書

市町村等名		事業区分	
実施施設名			

1 利用者支援専門員育成事業

事業開始日		
サービス提供	実施日	
	実施時間	
職員の配置		
実施計画		

2 利用者支援事業

事業開始日		
サービス提供	実施日	
	実施時間	
職員の配置		
実施計画		

3 その他事業（妊産婦を対象とした母子保健事業や子育て家庭を対象とした子育て支援事業）

事業開始日		
サービス提供	実施日	
	実施時間	
職員の配置		
実施計画		

(注)

- 1 地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センターで実施する事業を記入してください。
- 2 施設整備事業又は環境整備事業を実施する場合は、「3 その他事業（妊産婦を対象とした母子保健事業や子育て家庭を対象とした子育て支援事業）」に必ず記入してください。

別紙2-1-2 (1)イ 施設整備事業

市町村等名： \_\_\_\_\_

	実施施設の名称	開設予定日	国庫補助事業名	総事業費 (円) ①	国庫補助額 (円) ②	差引額 (円) ①-②	補助対象経費 (円)
1							
2							
3							
4							
5							

(注) 1 国庫補助額が確認できる資料 (国庫補助金交付関係文書の写し等) を添えてください。

別紙2-1-3 (2)高知版地域子育て支援センター事業  
高知版地域子育て支援センター事業の事業概要

市町村等名：  
\_\_\_\_\_

No	実施施設の名称 ①	実施場所 ②	実施主体 ③	事業実施 月数 (月) ④	開設日数 (週当たり) (日) ⑤	開設時間 (1日当たり) (時間) ⑥	職員の配置 (人) ⑦	対象経費の 支出予定額 ⑧
1								
2								
計	か所							0

(記入上の注意)

- ②欄は、実施場所（例：保健センター、あったかふれあいセンター、商業施設、民家等）を入力してください。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他又は未定から該当するものを選択してください。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、最低の時間数を記入してください。

(4) 地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センターによるネウボラ推進事業

日数、回数又は人数 ※1	実施場所 ※2	補助基準額
		1施設当たり100万円 (1出張ひろば当たり20万円加算)

※1 日数又は回数は、実施予定数を記入すること（実績報告時に日数、回数又は人数など、実施内容が確認できる資料を作成してください）

※2 実施予定場所を記入してください

(5) 地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センター従事者等スキルアップ及び人材育成事業

日数、回数又は人数 ※2	参加対象者 ※4	補助基準額
		1施設当たり総額20万円

※3 日数又は回数は、実施予定数を記入すること（実績報告時に日数、回数又は人数など、実施内容が確認できる資料を作成してください）

※4 参加対象者（予定）を記入してください

## 補助事業計画書

## 1 申請者の概要

住所	
名称	
代表者名及び役職名	
従業員等数	
主たる業種 (日本標準産業分類中分類)	

## 2 事業内容

(1) 事業の目的 (背景、現場の課題等)	
(2) 事業の内容	
(3) 期待される効果	
実施期間	開始 年 月 日 から 完了 年 月 日 まで

## ●連絡者 (役職名及び氏名)

電話番号	ファクシミリ番号
------	----------

## 歳入歳出予算書

事業区分

## 1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
県補助金		
寄附金等収入		
その他		
計		

## 2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	積算根拠	備考
報酬			
給料			
職員手当等			
報償費			
旅費			
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
工事請負費			
備品購入費			
補助金			
小計(補助対象経費)			
補助対象外経費			
計			

予算議決日(又は議決予定日)

令和 年 月 日(予定)

(注) 歳入歳出予算書は、別紙 2 - 1 (計画書) の事業区分ごとに作成してください。

## 別紙 3 - 2 (企業等)

## 補助事業経費内訳書

## 1 収入の部

(単位：円)

区分	計画額	備考
県補助金		
その他		
計		

## 2 支出の部

(単位：円)

区分	計画額	積算根拠	備考
報償費			
旅費			
需用費			
役務費			
使用料及び賃借料			
小計(補助対象経費)			
補助対象外経費			
計			

第2号様式（第7条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 (申請者が市町村等の場合は、省略可)  
名 称  
代表者 (職・氏名)

令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金交付変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定がありました  
令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金の変更をしたいの  
で、令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金交付要綱第7  
条第3号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 既交付決定額	金	円
変更後の申請額	金	円
差引き増減額	金	円

(注) 添付書類は、補助金所要額調書(変更)(別紙1)及び補助金交付申請書の  
添付書類の様式とし、変更しようとする内容が対比することができるように  
してください。

令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金所要額調書（変更）

補助事業者名： \_\_\_\_\_

（単位：円）

区 分	総事業費 ①	寄附金その他収入、 国庫補助額 ②	差引額 ③ (① - ②)	補助対象経費 ④	補助基準額 (交付要綱別表第2) ⑤	補助所要額 ⑥	既交付決定額 ⑦	差引追加交付 (一部取消)申請額 ⑧(⑥-⑦)
(1) 多機能型地域子育て支援センター整備等事業								
ア 利用者支援専門員育成事業								
イ 施設整備事業								
ウ 環境整備事業								
(2) 高知版地域子育て支援センター事業 子ども・子育て支援交付金の要綱に掲げる事業に 該当しない事業								
(3) 市町村等が民間団体と連携し 主に就学前の子どもがいる子育て家庭を対象として 実施する継続的なネウボラ推進事業								
(4) センターによるネウボラ推進事業 (交付要綱別表第2に掲げる要件を全て満たすもの)								
(5) スキルアップ及び人材育成事業								
(6) 地域の実情に応じた子育て支援に資する事業 (交付要綱別表第2に掲げる要件を全て満たすもの)								
(7) 高知家の出会い・結婚・子育て応援団が行う 子育て支援に資する事業								
ア 子育て支援に関する従業員等への広報啓発 及び社内研修								
イ 地域の子育て家庭を対象とした講座								
合計								

(注) 「⑥補助所要額」欄は、各事業区分ごとに「③差引額」、「④補助対象経費」、「⑤補助基準額（別表第2）」とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて算出した額から、1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。

第3号様式（第7条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 (申請者が市町村等の場合は、省略可)  
名 称  
代表者 (職・氏名)

令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定がありました令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金に係る事業の中止（廃止）をしたので、令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

第4号様式（第10条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 (報告者が市町村等の場合は、省略可)  
名 称  
代表者 (職・氏名)

令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で(変更)交付の決定がありました令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金について、令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 精算額調書 (別紙1)
- (2) 補助事業計画書 (別紙2-1-1~2-2のうち対象事業分)
- (3) 歳入歳出決算(見込み)書 (別紙3-1) 又は補助事業収支明細書 (別紙3-2)
- (4) (1)から(3)までに掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類等

令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金精算額調書

補助事業者名: \_\_\_\_\_

(単位: 円)

区 分	総事業費 ①	寄附金その他収入、 国庫補助額 ②	差引額 ③ (① - ②)	補助対象経費 ④	補助基準額 (交付要綱別表第 2) ⑤	補助精算額 ⑥	補助金交付決定額 ⑦	補助金受入済額 ⑧	差引過不足額 ⑨ (⑧-⑥)
(1) 多機能型地域子育て支援センター整備等事業									
ア 利用者支援専門員育成事業									
イ 施設整備事業									
ウ 環境整備事業									
(2) 高知版地域子育て支援センター事業 子ども・子育て支援交付金の要綱に掲げる事業に 該当しない事業									
(3) 市町村等が民間団体と連携し 主に就学前の子どもがいる子育て家庭を対象として 実施する継続的なネウボラ推進事業									
(4) センターによるネウボラ推進事業 (交付要綱別表第 2 に掲げる要件を全て満たすもの)									
(5) スキルアップ及び人材育成事業									
(6) 地域の実情に応じた子育て支援に資する事業 (交付要綱別表第 2 に掲げる要件を全て満たすもの)									
(7) 高知家の出会い・結婚・子育て応援団が行う 子育て支援に資する事業									
ア 子育て支援に関する従業員等への広報啓発 及び社内研修									
イ 地域の子育て家庭を対象とした講座									
合計									

(注) 「⑥補助精算額」欄は、各事業区分ごとに「③差引額」、「④補助対象経費」、「⑤補助基準額(別表第 2)」とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて算出した額から、1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。



多機能型地域子育て支援センター整備等事業実績報告書

市町村等名		事業区分	
実施施設名			

1 利用者支援専門員育成事業

事業開始日		
サービス提供	実施日	
	実施時間	
職員の配置		
実施内容		

2 利用者支援事業

事業開始日		
サービス提供	実施日	
	実施時間	
職員の配置		
実施内容		

3 その他事業（妊産婦を対象とした母子保健事業や子育て家庭を対象とした子育て支援事業）

事業開始日		
サービス提供	実施日	
	実施時間	
職員の配置		
実施内容		

(注)

- 1 地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センターで実施した事業を記入してください。
- 2 実施していない場合は、予定している事業内容を記入してください。
- 3 施設整備事業又は環境整備事業を実施した場合は、「3 その他事業（妊産婦を対象とした母子保健事業や子育て家庭を対象とした子育て支援事業）」に必ず記入してください。

別紙2-1-2 (1)イ 施設整備事業

市町村等名： \_\_\_\_\_

	実施施設の名称	開設日 (開設予定日)	国庫補助事業名	総事業費(円) ①	国庫補助額(円) ②	差引額(円) ①-②	補助対象経費(円)
1							
2							
3							
4							
5							

(注) 1 国庫補助額が確認できる資料(国庫補助金交付関係文書の写し等)を添えてください。

別紙2-1-3 (2) 高知版地域子育て支援センター事業  
高知版地域子育て支援センター事業の事業概要

市町村等名： \_\_\_\_\_

No	実施施設の名称 ①	実施場所 ②	実施主体 ③	事業実施 月数 ④ (月)	開設日数 (週あたり) ⑤ (日)	開設時間 (1日あたり) ⑥ (時間)	職員の配置 ⑦ (人)	対象経費の 支出額 ⑧
1								
2								
計	か所							0

(記入上の注意)

- ②欄は、実施場所（例：保健センター、あったかふれあいセンター、商業施設、民家等）を入力してください。
- ③欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営又はその他から該当するものを選択してください。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、最低の時間数を記入してください。

**(4) 地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センターによるネウボラ推進事業**

日数、回数又は人数 ※1	実施場所	補助基準額
		1施設当たり100万円 (1出張ひろば当たり20万円加算)

※1 日数又は回数は、実施数を記入すること（日数、回数又は人数など、実施内容が確認できる資料を添付してください）

**(5) 地域子育て支援センター又は高知版地域子育て支援センター従事者等スキルアップ及び人材育成事業**

日数、回数又は人数 ※2	参加対象者	補助基準額
		1施設当たり総額20万円

※2 日数又は回数は、実施数を記入すること（日数、回数又は人数など、実施内容が確認できる資料を添付してください）

補助事業実績報告書

1 補助事業の具体的な内容
---------------

2 今後期待される成果
-------------

実施期間	開始 年 月 日 から 完了 年 月 日 まで
------	-------------------------

●連絡者 (役職名及び氏名) 電話番号	ファクシミリ番号
------------------------	----------

歳入歳出決算 (見込み) 書

事業区分	
------	--

1 収入の部

(単位: 円)

区分	予算額	決算 (見込) 額	備考
県補助金			
寄附金等収入			
その他			
計			

2 支出の部

(単位: 円)

区分	予算額	決算 (見込) 額	積算根拠	備考
報酬				
給料				
職員手当等				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
工事請負費				
備品購入費				
補助金				
小計 (補助対象経費)				
補助対象外経費				
計				

(注) 歳入歳出決算 (見込み) 書は、別紙 2-1 (報告書) の事業区分ごとに作成してください。

## 補助事業収支明細書

## 1 収入の部

(単位:円)

区分	計画額	実績額	備考
県補助金			
その他			
計			

## 2 支出の部

(単位:円)

区分	計画額	実績額	積算根拠	備考
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料及び賃借料				
小計(補助対象経費)				
補助対象外経費				
計				

(注) 領収書の写し等、実際に支払が行われたことが分かる書類を添えてください。  
複数の品目を一括して支払った領収書の場合は、納品書等内訳を証明する書類も添えてください。

概算払請求書

金 円

令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金（決定通知番号高知県指令第 号）について、概算交付を受けたいので、令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- |              |   |   |
|--------------|---|---|
| (1) 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 既交付額     | 金 | 円 |
| (3) 今回請求額    | 金 | 円 |

高知県知事 様

住 所  
名 称  
代表者（職・氏名）

（注）概算請求の理由及びその内訳が分かる書類を添えてください。

※銀行振込先

銀行名  
支店名  
金種  
口座番号  
口座名義

普・当

高知県知事 様

住 所  
名 称  
代表者（職・氏名）

令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金に  
係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定を受け  
ました令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金に係る消費  
税仕入控除税額等について、令和 年度高知県地域子育て支援センター等機能強化事  
業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

(1) 補助金交付決定額	金	円
(2) 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円 (a)
(3) 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円 (b)
(4) 補助金返還相当額	金	円 (b) - (a)

(注) 国税還付金振込通知書の写しその他参考となる資料を添えてください